

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(日に出る)
昭和四年四月十五日創刊 郵便物認可

目次

◇告示
道路区域の変更
県道の路線の変更
道路区域の決定
道路の供用の開始

告示
未

道路の種類	路線名	区	間	変更前後別	記号	敷地の巾	延長	備考
	鳥取県鳥取市伏野字砂浜二、二五六の七〇		から	変更前	A	五・〇	一・〇〇	A、Bの記号は関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	鳥取県鳥取市白兎字小円道六九五の二		から	変更前	A及びB	五・三及び一五・五	〇・六八〇	
	鳥取県鳥取市白兎字小円道六九五の二		から	変更後	B	七・五	〇・九八四	
	鳥取県鳥取市白兎字小円道六九五の二		から	変更後	B	七・五	〇・九八四	
	鳥取県鳥取市白兎字小円道六九五の二		から	変更後	B	七・五	〇・九八四	
	鳥取県鳥取市白兎字小円道六九五の二		から	変更後	B	七・五	〇・九八四	

鳥取県告示第三百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項、同法第二十七条第一項及び道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第三十九条の規定に基づき、建設省中国地方建設局長が次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和三十八年五月十日

鳥取県知事 石 破 二・朗

鳥取 国府線	鳥取市吉方町(二国)二十九号線分岐点	から	旧	四・〇〇	一六・〇	一、一八六
岩美郡国府町大字中河原字六斗島六八番地の六の先	まで	新				
鳥取市東島治町一七番地の一の先	から	旧				
岩美郡国府町大字中河原字六斗島六八番地の六の先	まで	新		四・〇〇	一八・〇	一二、二三〇
岩美郡国府町大字谷県道鳥取国府線分岐点	から	旧		三・五〇	五・五	六、四八〇
八頭郡那家町大字門尾(二国)二十九号線接合点	まで	新				
岩美郡国府町大字谷県道鳥取国府線分岐点	から	旧				
八頭郡那家町大字那家県道那家河原線接合点	まで	新		三・五〇	五・五	八、六四四
西伯郡中山町殿河内字池の峯八一一番地の先	から	旧		二・〇〇	二・五	五二〇
大山町豊房字尾原二、〇四六の七二番地先	まで	新		四・〇		七八一五

鳥取県告示第三百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、一般の縦覧に供する。

昭和三十八年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 郎

番整 号理	旧新別	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
一八一	旧	青川上線	東伯郡東郷町大字川上	(県道鉢伏田畑線分岐点) (一級国道九号線接合点)
	新	青川谷停車場線	東伯郡東郷町大字川上	

鳥取県告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、この告示の日から八月間一般の縦覧に供する。

昭和三十八年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 郎

道路の 種類	路線名	区 間	敷地の巾 メートル	延 メートル長	備考
川上青谷 停車場線	東伯郡東郷町大字川上字平七谷二七番地の四の先	から	三・〇〇	五・五	一二、二三〇
	気高郡青谷町大字青谷字東湯田四、〇一二番地の先	まで			

鳥取県告示第三百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、この告示の日から八月間一般の縦覧に供する。

昭和三十八年五月十日

鳥取県知事 石

破

二

朗

路線名	供用開始の区間	供用開始の期間
県道 郡家河原線	八頭郡郡家町大字郡家字茅林 " " " " " " 字神馬	昭和三十八年五月十日
" 鳥取国府線	鳥取市吉方町 " 東品治町	まから
" 谷郡家線	八頭郡郡家町門尾 " " " " " " 郡家	まから
" 赤碕溝口線	西伯郡中山町畷河内 " 大山町豊房	まから
" 川上青谷停車場線	東伯郡東郷町大字川上字平七谷 " 気高郡青谷町青谷字東湯田	まから

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月極二五〇円(送料別)